

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	<p>世界各国の経済の相互関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政 6-1-1 : 外国為替市場の安定</p> <p>政 6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>政 6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>政 6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p> <p>政 6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
---------	---

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価		S 目標達成
評定の理由	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>	
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 3 年度は、我が国として、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N（東南アジア諸国連合）+ 3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づくマネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接</p>	

投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
--

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定							
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組							
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和3年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリングはもとより、外国為替市場の安定を確保する観点から、G7やG20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密に意見交換を行いました。例えば、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務レベルにおいても、米国をはじめとする各国為替当局関係者と密に意見交換を行いました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）の間でも、令和4年1月、令和3年10月にそれぞれ「対日4条協議」と「対日年次協議」において、為替市場についての意見交換を行いました。</p> <p>国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>					○	
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	○
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%		

[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供								
作成頻度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度	
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/	
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%		○
測定指標 (定量的な測定指標)	<p>(注)</p> <p>国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞</p> <p>(出所) 国際局為替市場課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、令和3年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。</p>							
	施策についての評定		s 目標達成					
	評定の理由	<p>外国為替市場の安定に関しては、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に関する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、国際金融資本市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。</p> <p>外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル</p>						

第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

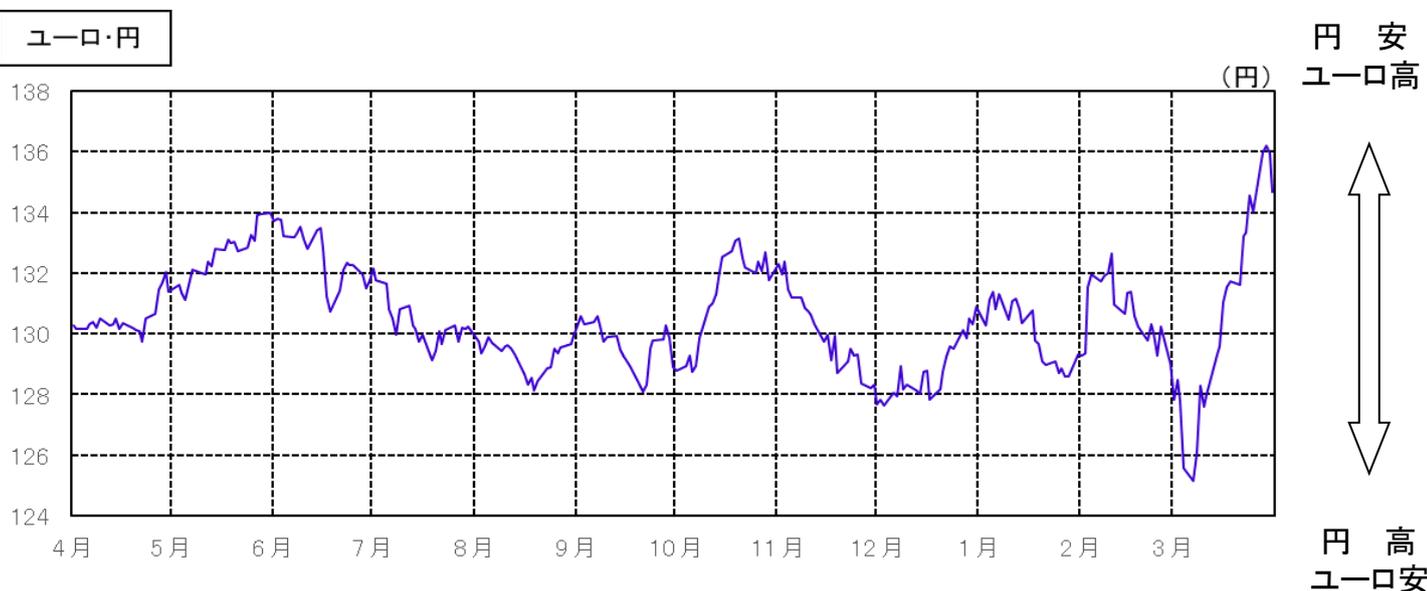
参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2021年4月1日～2022年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
3年度	125円11銭 (令和4年3月28日)	107円48銭 (令和3年4月23日)	17円63銭 (14.1%)
2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)
令和元年度	112円40銭 (平成31年4月24日)	101円18銭 (令和2年3月9日)	11円22銭 (10.0%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
経常収支	223,995	193,837	186,286	162,673	126,442
貿易収支	45,338	5,658	3,753	37,770	-16,507
輸出	782,801	802,487	746,694	683,504	854,957
輸入	737,463	796,829	742,941	645,734	871,464
サービス収支	-4,941	-12,172	-17,302	-35,406	-47,960
第一次所得収支	205,331	217,704	214,651	188,252	215,883
金融収支	208,173	216,213	204,142	138,276	99,142
直接投資(資産)	167,229	248,562	216,997	166,612	128,334
" (負債)	20,022	41,024	27,196	82,590	26,238
証券投資(資産)	168,918	257,636	241,487	50,141	-48,844
" (負債)	99,848	188,205	18,298	203,438	112,449
その他投資(ネット)	-49,412	-95,514	-226,275	167,483	75,755

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和2年度	166,612	50,141	82,590	203,438
	令和3年度	128,334	-48,844	26,238	112,449
米国	令和2年度	79,711	22,395	18,002	-77,495
	令和3年度	50,722	-27,412	9,959	-195,265
EU	令和2年度	-15,891	18,191	2,088	-536,308
	令和3年度	19,837	-9,714	-6,074	-554,384
アジア	令和2年度	47,981	-3,549	22,634	63,096
	令和3年度	38,641	-5,360	10,940	74,178

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和3年度実績値は速報値。令和4年7月にデータが更新されるため、令和4年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	411兆1,841億円（令和3年末）
アメリカ	-2,067兆3,330億円（令和3年末）
イギリス	-113兆7,326億円（令和3年末）
ドイツ	315兆7,207億円（令和3年末）
フランス	-110兆7,765億円（令和3年末）
イタリア	17兆 764億円（令和3年末）
カナダ	152兆3,417億円（令和3年末）
中国	226兆5,134億円（令和3年末）

（出所）日本：財務省資料、ドイツ：ドイツ中央銀行資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
外貨準備高	1,268,287	1,291,813	1,366,177	1,368,465	1,356,071

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
金額	0円	0円	0円	0円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政 6 - 1 - 2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-2-B-1 : 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	目標	<p>G 7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>G 7では、イギリス、ドイツ議長の下、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G 7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG 7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG 7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。</p> <p>G 20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、イタリア、インドネシア議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G 20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。</p> <p>IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権(SDR)の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動を積極的に支援しました。</p> <p>IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました(IMFにおける日本人職員数等(日本人幹部職員数等)については、参考指標6参照)。</p> <p>また、アジア地域では、ASEAN+3(用語集参照)(日中韓)財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ(用語集参照)をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました(詳細は政6-1-3参照)。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>

施策についての評価 s 目標達成

評価の理由

国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。

G7では、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、気候変動等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。国際課税に関しては、G7として重要な論点について一致協力して方向性を示し、OECD/G20 BEPS包括的枠組みにおける2本の柱の合意の成立に向けた機運を高めました。中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する公共政策上の原則」に合意しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。またG7では、ウクライナ情勢の変化に合わせて、声明の発出や協調した取組を実施しており、我が国も他のG7各国と緊密に連携して、対応にあたりました。

G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題や脆弱国の支援、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、IMFを通じた脆弱国支援の実施や、国際課税の歴史的合意において、G20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。

IMFの関連では、我が国は、6,500億ドル相当の特別引出権（SDR）の新規配分や、新たに配分されたSDRの使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分されたSDRを脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMFの活動に積極的に貢献しました。

アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。

以上の通り、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR=約1.37米ドル（令和4年4月現在）

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国 : 53 か国)	952.0
譲許的融資残高 (借入国 : 59 か国)	148.7

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 4 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	82
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	187

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2018 財政年度	2019 財政年度	2020 財政年度	2021 財政年度
自己資金	145	147	142	134
外部資金	174	178	168	118

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
二国間	135	136	119	129	36
多国間	19	19	19	22	19

(出所) IMF Annual Report、<https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	平成 29 年 4 月	30 年 4 月	31 年 4 月	令和 2 年 4 月	3 年 4 月
日本人職員数	56 (18)	61 (19)	63 (20)	65 (21)	66 (23)
日本人幹部職員数	5	6	6	6	5
日本人比率	2.48%	2.64%	2.70%	2.74%	2.73%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注 3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	316
NAB	285
バイ融資	106

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 3 年 4 月 16 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進		
[主要] 政6-1-3-B-1 : アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
目 標	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。</p>	達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和3年5月3日にバーチャル形式で開催された同会議において、チェンマイ・イニシアティブ (CMIM) の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO) の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>CMIMについては、同会議において、その強化を通じた地域金融市場の強靱性向上を目的として、(1) IMFデリンク割合 (IMFプログラムなしでも発動できる割合) を30%から40%へ引き上げ、(2) 要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたCMIMの現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂CMIM契約書が各国署名を経て令和3年3月に発効したことが歓迎されるとともに、パンデミックなどの環境変化も踏まえ、CMIMを含む地域金融協力を更に強化する重要性について、認識が共有されました。また、CMIM契約書の改訂内容を踏まえた運用ガイドラインの改訂が適時に完了し、令和4年1月に発効するなど、大きな進展も見られました。</p> <p>AMROについては、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、AMROのシンクタンク機能や後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を強化するための議論を推進しました。</p> <p>更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した新中期ロードマップを踏まえ、CGIF (信用保証・投資ファシリティ : 用語集参照) において、グリーンボンド等に係る現地通貨建て債券に対する保証を推進しました。また、域内の現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトであるアジアボンドオンラインを拡充するとともに、国際標準に基づくクロスボーダー金融取引の取組みを推進するなど、新中期ロードマップに基づく取組を進めました。</p> <p>その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIF (東南アジア災害リスク保険ファシリティ : 用語集参照) については、ベトナムのSEADRIF加入に伴う各種手続きを支援し、令和4年2月に手続きが完了しました。また、低所得国を対象とした自然災害保険に次ぐ第2の取組として、中所得国向けの公共財産保護プログラムの体制・法規制等について検討し、プログラムの具体化を着実に進めています。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としま</p>	○

	した。					
[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組						
目 標	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。					達成度
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。</p>					
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>二国間財務・金融協力に関しては、ASEAN諸国との関係において、令和3年6月にタイとバーチャル形式で二国間協議を行い、規制緩和要望やデジタル金融など幅広い議題につき意見を交換しました。二国間通貨スワップ取極については、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進し、貿易や投資を促しマクロ経済の安定性強化を図る観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立し、令和3年8月には当該枠組みを強化するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>インドとの間では、令和4年2月に二国間通貨スワップ取極の延長を行いました。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>					○
政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）						
年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	—	—	—	—	100%以上	○
実績値	113.1%	112.5%	112.5%	118.1%	112.8%	
<p>(注) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算した上で対前年比を測定 (出所) AsianBondsOnline（令和4年3月30日時点の公表値）</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>現地通貨建て債券残高については、令和3年度において、目標値である「対前年比100%以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。</p>						

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

地域金融協力に関しては、令和3年5月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、SEADRIFに関する取組を着実に進めました。

二国間財務・金融協力に関しては、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。これに加え、二国間通貨スワップ取極については、インド、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和3年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を強化するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（施策6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
6	5	10	2	11

（出所）国際局地域協力課調（令和4年3月時点）

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和2年9月18日	令和4年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

（出所）国際局地域協力課、国際局調査課調（令和4年3月時点）

参考指標4：サーベイランス実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
3	3	3	3	3

施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金、マネー・ローンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	測定指標（定性的な指標）	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、国際社会と協調し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p>

達成度

**実績及び目標
の達成度の判
定理由**

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和3年度においては、6個人・団体を措置の対象に追加し、12個人・団体に対する措置を解除しました。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計516個人・団体となりました（参考指標1参照）。

このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、6月以降、累次にわたり実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結等の措置を累次にわたり実施したほか、ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止、我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行についてより償還期間の短い証券を禁止対象に追加、暗号資産交換業者に対し制裁対象取引への注意・モニタリング強化等を要請する等といった措置を実施しました。加えて、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるため、改正外為法案を国会に提出すべく、その準備を行いました（改正法案は令和4年4月5日に国会に提出し、同月20日に可決・成立されました）。

マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ資金供与、拡散金融（用語集参照）への対策については、令和元年度から行われてきたF A T F 第四次対日相互審査が終了し、令和3年8月に審査報告書が公表されました。審査報告書の公表を契機として、政府一体となって対策を進めるべく、財務省・警察庁を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、対策を強化するため3年間にわたり取り組む事項を掲げた行動計画を策定・公表しました。その後、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、行動計画に沿って我が国の対策を推進しています。また、F A T F 関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。

更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、85件の外国為替検査を行いました。

(注) 外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

また、計223の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに、個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。

上記のほか、令和3年度は、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F勧告の着実な実施に係る講演を16件実施しました。

以上のとおり、令和3年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施

年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	—	100.00	100.00	○
	割合 (%) (b)/(a)	100.00	—	100.00	100.00	100.00	
実績値	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	2	0	1	1	3	
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	2	0	1	1	3	

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和3年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示3件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

測定指標(定量的な指標)

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	-	249	238	238	○
	実績値	-	249	238	226	223	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	-	110	110	90	○
	実績値	127	123	109	15	85	

（注）オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

（目標値の設定の根拠）

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和元年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

令和3年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和元年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和2年度は12機関、令和3年度は3機関減少したことによるものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を90件としていましたが、実績値は85件となり、目標を下回りました。これは、3月に発生した福島県沖地震や新型コロナウイルスの影響等により、急遽、検査実施時期を後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の5件について、令和4年度において一部を実施済みであり、残りの検査も令和4年度の早い時期に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	-	-	12	12	12	○
実績値	18	34	15	10	16	

（目標値の設定の根拠）

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会を捉えて実施しており、令和3年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準) 令和3年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」としました。	
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>テロリスト等に対して、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。</p> <p>令和3年度に公表されたFATF第四次対日相互審査の結果も踏まえ、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、オフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握・検証するとともに、新型コロナウイルス等の影響を受けつつも、適切に外国為替検査を実施し、金融機関等の外為法令等の遵守態勢の強化・整備を図りました。上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和3年度
検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合	14/85

参考指標3：FATF関連会合への出席回数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
出席回数	28	36	41	55	68

参考指標4：FATF勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
参加回数	0	5	2	2	2
参加人数	0	15	2	14	15

施策	政 6 - 1 - 5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。</p> <p>また、実効性のある制度の整備・運用の観点から、需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給確保に係る業種について、令和 3 年 11 月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。加えて、投資審査・事後モニタリングに係る執行体制の強化の観点から、令和 4 年度予算において、本省 6 名、財務局において 18 名の定員増を措置したところです。以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、必要な人員を確保するなど、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため重要鉱物資源に係る金属鉱業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したほか、必要な定員を確保する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 「我が国への対内直接投資残高」 【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 4)】

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも、G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献します。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みます。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行い、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿ったFATF第四次対日審査指摘事項への対応及び次期相互審査を見据えた取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。

また、令和3年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	746,261,160	683,925,927	778,652,050	846,931,792
補正予算		—	△2,395,890	—		
繰越等		—	—	N.A.		
合 計		746,261,160	681,530,037	N.A.		
執行額 (千円)		159,130,439	233,435,180	N.A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

**政策目標に関する
施政方針演説等内閣
の主な重要政策**

第204回国会 総理大臣施政方針演説 (令和3年1月18日)
成長戦略実行計画 (令和元年6月21日閣議決定)

**政策評価を行う過程
において使用した資料
その他の情報**

外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況 (月ベース)、外国為替平衡操作実施状況 (日ベース)、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況 (財務省ウェブサイト)

**前年度政策評価結果
の政策への反映状況**

G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みました。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3カ年の行動計画を策定し、政府全体の取組を推進しました。また、国際会議への参加を通じたFATFの議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

	<p>また、令和2年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和4年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
---------	--

政策目標6-2についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>円借款（用語集参照）やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和3年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他21事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0028～0048、0050）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事</p>

	業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0049)
--	--

施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用	
	目標	<p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融资の奨励や円借款・海外投融资（用語集参照）の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和3年度中に計3件、約4,025億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>また、令和2年4月に創設し、令和3年1月に拡充した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、同年5月には支援枠を最大7,000億円まで拡充することを公表し、令和4年3月時点において、計14カ国向けに3,795億円を供与（交換公文（E/N）ベース）済であり、約6,300億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p>
		○
	[主要]政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用	
目標	<p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICは、これまでGREEN（Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）等を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設けたところ、当該ウインドウが終了した令和3年12月ま</p>	○

	<p>で、計326件・2兆1,601億円の出融資等を承諾し、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。また、「成長投資ファシリティ」を再編して令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」では、令和4年3月現在において、計31件・8,815億円の出融資等を承諾しております。本制度を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。</p> <p>加えて、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用を進めました。以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施しつつ、新型コロナ危機対応緊急支援円借款を通じた支援を行うなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。</p> <p>JBICについては、JBICの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用を努めたほか、「成長投資ファシリティ」内に設けた「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や、「成長投資ファシリティ」を再編した「ポストコロナ成長ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	平成28年	29年	30年	令和元年	令和2年
ODA	10,417	11,463	10,064	11,720	13,660
ODA以外の政府資金(OOF)	-1,762	-2,412	1,380	313	4,898
民間資金(PF)	30,814	28,173	41,701	42,913	13,309
非営利団体による贈与	683	475	522	574	606
資金の流れ総計	40,152	37,699	53,667	55,519	32,472

(注1) 支出純額(ネット)ベース。

(注2) 暦年。令和3年の数字は令和5年3月に公表される予定。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲(総5-1：参考指標5)】

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
達成率	63.50%	54.30%	63.4%	76.7%	64.3%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2021年度外部評価結果（注）

（総合評価）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	31%	46%	17%	6%

（項目別評価）

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	99%	1%	0%
有効性・インパクト	69%	30%	1%
効率性	10%	80%	10%
持続性	43%	54%	3%

（出所）国際協力機構調

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/uurjcd000000fifi-att/part01_a3.pdf)

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。2021年度は70件が総合評価のレーティング対象。

参考指標5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総5-1：参考指標6）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画		
	目標	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。</p> <p>また、今後見込まれる国際開発協会（IDA）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>保健分野では、新型コロナウイルスがもたらす危機への対応と次なるパンデミックに対する予防・備え・対応の強化が重要であるとの考えのもと、令和2年に日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」（Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HEPRTF）に30百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MDBsの支援ファシリティや信託基金を通じて支援を実施しました。</p> <p>インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクト</p>	○

に反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」において、累計144件4,128万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、これまで累計213件約145百万ドルの技術支援案件を承認しました。

気候変動分野では、令和3年10月に開催された世界銀行・IMF年次総会の際に、「MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案」を公表し、MDBsに対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・執行を支援することと、各国の実情を踏まえつつ、温室効果ガスの排出を抑制する観点から最良の方策を支援することを要請しました。また、同年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からよりクリーンなエネルギーへの円滑な移行を促進するため、ADBと連携して、「エネルギー・トランジション・メカニズム」（ETM）の立上げを表明し、他国に先駆けて25百万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、世界銀行グループの主要機関の1つであり、低所得国向け支援を行うIDAの第20次増資（IDA20）では、我が国が他国に先駆けて議論の開始を呼びかけるなど、リーダーシップを発揮する中で、通常3年に一度の増資の1年前倒しが合意されるとともに、昨年12月に我が国が増資交渉の最終会合を主催し、IDAの歴史上最大規模となる930億ドルの支援規模に合意しました。IDA20においては、パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。また、IDA20への追加出資に必要な国内措置として、我が国は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の改正を行いました。

また、ADBでは、アジア太平洋地域の途上国において、技術支援や貧困層向けの小規模プロジェクトへの無償支援を実施する「貧困削減日本基金」

（Japan Fund for Poverty Reduction：JFPR）について、日本が重視する開発課題（①国際保健、②質の高いインフラ投資、③気候変動、④公的セクター管理）をより重点的に支援する観点から、発展的に改組し、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」（Japan Fund for Prosperous and Resilient Asia and the Pacific：JFPR）に名称を変更しました。

更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を

		<p>含む)等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
測定指標(定性的な測定指標)	政6-2-2-B-2: UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
	目標	<p>我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」(G20共通理解文書)を取りまとめました。UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。</p> <p>その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組ましました。</p> <p>こうした日本の取組もあり、令和3年のイタリア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く3回目となる「財務大臣・保健合同会議」が開催され、包摂的で強靱な国際保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進に合意しました。更に、将来のパンデミックへの予防・備え・対応を強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意しました。</p> <p>また、アジア開発銀行では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げました。我が国は、令和3年4月から、アジア開発銀行の日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を開始しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	○

政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> 気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和3年11月に開催されたCOP26の際には、途上国における石炭からの移行を支援するため、CIFの資本市場メカニズムの立上げに貢献しました。上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをMDBsの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）や緑の気候基金（GCF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 （IBRD）	国際開発協会 （IDA）	国際金融公社 （IFC）	多数国間投資保証機関 （MIGA）
日 （順位）	7.8% （第2位）	17.1% （第2位）	8.3% （第2位）	5.1% （第2位）
米	16.7	19.2	20.9	18.4
独	4.4	10.0	5.3	5.0
英	4.1	12.6	4.7	4.8
仏	4.1	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 （OCR）		アジア開発基金 （ADF）	
日 （順位）	15.6% （第1位）		41.6% （第1位）	
米	15.6		11.5	
独	4.3		4.8	
英	2.0		3.3	
仏	2.3		3.3	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社
	米州開発銀行 （IDB）	多数国間投資資金 （MIF）	
日 （順位）	5.0% （第5位）	34.6% （第1位）	3.6% （第9位）
米	30.7	33.0	11.1
独	1.9	—	0.9
英	1.0	1.3	—
仏	1.9	0.8	1.8

	アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行 （EBRD）
	アフリカ開発銀行 （AfDB）	アフリカ開発基金 （AfDF）		
日 （順位）	5.4% （4位）	10.0% （4位）	日 （順位）	8.6% （第2位）
米	6.5	11.0	米	10.1
独	4.1	10.5	独	8.6
英	1.8	10.7	英	8.6
仏	3.7	10.0	仏	8.6

（出所）各機関年次報告書等（令和4年5月末現在における最新版）。

（注）多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金 (単位: 億円)

	29年度	30年度	令和元年 度	2年度	3年度
MDBs	245.8	286.9	240.5	615.6	440.1
世界銀行グループ	142.0	187.6	150.1	347.7	270.5
アジア開発銀行	81.8	74.4	64.8	234.0	132.9
米州開発銀行	13.1	13.5	13.3	18.8	20.5
アフリカ開発銀行	6.2	5.0	5.5	5.7	6.2
欧州復興開発銀行	2.8	6.5	7.0	7.1	9.9
IMF 拠出金	39.0	34.7	37.3	312.8	112.1
合計	284.9	321.7	277.8	926.0	555.2

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額) (単位: 億ドル)

	29年	30年	令和元年	2年	3年
農業・漁業・林業	27.8	40.0	38.2	37.5	41.7
教育	28.5	45.2	36.4	51.7	56.0
エネルギー・採取産業	63.3	71.1	63.2	52.7	61.8
金融セクター	31.1	13.1	31.7	42.4	57.4
保健	24.4	42.7	34.1	82.8	64.5
産業・貿易・サービス	42.4	54.1	43.2	49.2	52.0
情報通信技術	10.2	7.4	13.9	20.9	19.2
行政	67.1	72.0	84.4	85.5	112.4
社会的保護	26.9	42.0	42.8	89.7	111.5
運輸	58.2	35.3	31.9	34.6	46.4
水・衛生・廃棄物処理	41.0	47.2	31.4	36.5	42.6
合計	420.7	470.1	451.2	583.4	665.5

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7/1 ~ 当年 6/30。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
農業・天然資源	15.3	23.4	22.7	12.8	14.9
エネルギー	62.6	50.7	26.3	42.9	18.4
金融	27.6	19.9	21.6	46.1	41.2
産業・貿易	3.6	6.1	5.8	22.2	7.2
教育	7.1	16.3	11.3	10.7	9.8
保健・社会保障	2.1	5.2	6.4	35.1	58.8
給水・衛生・廃棄物処理	15.7	21.9	12.2	18.6	19.9
運輸・通信	54.6	49.7	80.8	31.8	34.5
公共政策	12.5	22.6	29.5	95.6	22.9
多目的	0	0	0	0.1	0.1
合計	201.0	215.8	216.4	315.9	227.6

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和2年12月）	221	142	20	12	22
	（令和3年12月）	218	136	20	11	19
日本人幹部職員数（令和2年12月）		5	26	3	3	2
日本人比率（令和2年12月）		3.3%	10.3%	1.1%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和3年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆813億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約9,232億円で、円借款供与総額の約85%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2）JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和2年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、令和3年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は2兆655億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和3年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ウルグアイ東方共和国政府	500

施策	政 6 - 2 - 3 : 債務問題への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
	<p>目標</p>	<p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入 (用語集参照) の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF (国際通貨基金: 用語集参照)、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p>
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、積極的に参画しました。具体的には、G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。また、IMF・世界銀行の各信託基金 (「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」) 等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。さらに、貸付慣行の改善を目指して債権国・債務国双方が取り組むべき事項をまとめた「G20持続可能な貸付に係る実務指針」(OGSF) に基づく第2回自己評価に参加しました。</p> <p>G20及びパリクラブは、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」(以下、DSSI) に合意したところ、我が国は、同イニシアティブが令和3年12月に終了するまで、対象国からの要請を受けて着実に実施しました。また、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」(以下、「共通枠組」) について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、「G20持続可能な貸付に係る実務指針」(OGSF) に基づく第2回自己評価に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。</p> <p>また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	95.8	96.9	99.0	99.0	99.6	
	<p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものの。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	<p>税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。（参考指標参照）</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>						

【財務総合政策研究所による知的支援】

令和 3 年度の実施状況	
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和 3 年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和 3 年度は期間を短縮した上で、オンライン形式のセミナーを提供しました。
海外の研究機関との交流	・インドや A S E A N 等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

令和 3 年度の実施状況		
受入研修	二国間援助経費	・ A S E A N 地域に対し、関税評価や監視取締等の分野において、オンラインを活用し、現場視察をバーチャルで実施する等、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。
	J I C A プログラム	・ J I C A と協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインで実施しました。
	W C O プログラム	・新型コロナウイルス感染症拡大により、開発途上国の税関職員を対象とした技術的な能力向上に資する地域セミナー等は実施できませんでしたが、次年度の実施に向けてオンラインでの代替の可能性を含め引き続き W C O と調整していきます。
専門家派遣	二国間援助経費	・ A S E A N 地域、アフリカ地域、太平洋島しょ国等に対し、貿易円滑化やリスク管理等の分野において、オンラインを活用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。
	J I C A プログラム	・カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを活用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	W C O プログラム	・ W C O 事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、W C O が実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的とした、オンライン地域セミナー等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
案件数	財務総研	2	2	3	0	2
	関税局	35	30	24	3	9
	合計	37	32	27	3	11
受入人数	財務総研	40	38	38	0	17
	関税局	401	289	229	20	182
	合計	441	327	267	20	199

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

（単位：件、人）

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
案件数	財務総研	6	8	7	5	0
	関税局	69	60	45	34	51
	合計	75	68	52	39	51
派遣人数	財務総研	28	31	29	31	0
	関税局	144	132	106	76	133
	合計	172	163	135	107	133

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1）専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施した。

評 価 結 果 の 反 映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。</p> <p>JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。</p> <p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。</p> <p>また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。</p>
--	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算		76,802,128	77,505,931	78,015,440	/
		補正予算		22,033,734	70,003,992	26,983,471	
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		98,835,862	147,509,923	N. A.	
執行額（千円）			98,650,706	147,144,436	N. A.		

(概要)
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和3年度「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<p>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p>
---	---

	<p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>政策目標に係る予算額等の状況：令和元～令和3年度一般会計補正予算書（財務省）、令和4年度一般会計予算書（財務省）、令和元～令和2年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
---	---

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナウイルス危機対応緊急ウインドウ」や令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p> <p>新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のためには、財務・保健当局の連携強化が重要であるとの認識の下、UHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p> <p>また、令和2年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和4年度予算において、必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和4年6月
--------------	--	-----------------	--------

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	<p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。</p> <p>財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進</p>
----------------	---

政策目標 6-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

評価の理由	<p>国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、円借款 (用語集参照) や国際協力銀行 (JBIC) の活用を通じて推進しています。</p>

施策	政6-3-1: 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援の推進	
測定指標 (定性的な指標)	政6-3-1-B-1: 国際協力機構 (JICA) による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
	目標	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁での検討を経て、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めました。</p> <p>円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和3年度中に計3件、約4,025億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>また、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を実施していることから、達成度は「○」としました。</p>
	[主要]政6-3-1-B-2: 国際協力銀行 (JBIC) を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
	目標	<p>JBICにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の一層の活用を進めました。また、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を設</p>

		<p>けたところ、当該ウインドウが終了した令和3年12月までに、計326件・2兆1,601億円の出融資等を承諾し、海外での日本企業の事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援しました。さらに、令和2年7月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBICが融資を行いうる対象等を、時限的に開発途上地域以外の地域等に拡大したことを踏まえ、サプライチェーンの強靱化等、引き続き日本企業の国際競争力の維持に向けた支援を、先進国地域も含め、進めました。</p> <p>加えて、「成長投資ファシリティ」を再編して令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」では、令和4年3月現在において、計31件・8,815億円の出融資等を承諾しております。本制度を通じて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動や、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援しました。</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにJBICを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p>	
--	--	--	--

<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>
-------------------------	---------------

<p>評定の理由</p>	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款等の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>JBICについては、「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や「ポストコロナ成長ファシリティ」を活用するとともに、令和2年7月に政令の一部を改正し、JBICが融資を行いうる対象等を時限的に開発途上地域以外の地域に拡大したことも踏まえ、引き続き先進国を含む日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
---------------------	---

政6-3-1に係る参考情報

参考指標1：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考指標2：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（政5-1：参考指標6）】

参考指標3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総5-1：参考指標7）】

<p>評価結果の反映</p>	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ったJICAや、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJBICの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。</p>
-----------------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p> 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定） </p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p> 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJ B I Cの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、令和2年4月にJ B I C「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」や、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」等を活用するとともに、令和2年7月に日本企業が先進国で行う事業に対するJ B I Cの融資等を時限的に幅広く可能としたことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続やポストコロナに向けた海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。 </p>		
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和4年6月